

「いしかわ男女共同参画プラン2021」(案)に対するパブリックコメントの結果について

1 募集期間 令和3年2月24日(水)～3月19日(金)

2 寄せられたご意見 36件

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
第1章 計画の趣旨		
1	長時間労働等により仕事と家事・育児・介護等の両立が難しいとあるが、両立が困難なのは、男性か、女性か、それとも男女ともになるのかが文章からわからない。	長時間労働等を当然とするこれまでの労働慣行や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態がありますが、本プランでは、男女が共に社会責任と家庭責任を担う男女共同参画の観点から、女性だけでなく、男性の家庭・地域等への参画に取り組むこととしております。 ご指摘の箇所につきましては、男女を問わない、働く人の課題として記載しております。
2	計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間としているが、国際的にも、又、社会情勢のはげしい時代であるから、計画の期間は5年で見直すべきと思う。	本プランでは、社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況等に応じて見直しを行うこととしております。 なお、これまでの「いしかわ男女共同参画プラン」では、策定後、概ね5年で改定しております。
3	計画期間について、「5年をめどに見直す」と明記してほしい。	
第2章 計画策定の背景		
4	いきなり、少子高齢化の話から入るのではなく、近年日本でも着目されるようになった「インターセクショナリティ」の視点を明記し、ジェンダーがさまざまな目標・課題と体系的につながることを明示してほしい。	我が国は本格的な人口減少時代に突入しており、本県も例外ではありません。このような人口減少社会においては、生産年齢人口の減少、国内市場の縮小、地域活力の低下など様々な弊害が予想され、社会の活力を維持するためには、一人ひとりが個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が重要であり、女性を含む多様な人材の力が必要不可欠と考えております。 なお、第4章基本目標Ⅱの課題6において、ひとり親家庭など生活困難を抱える子育て家庭、高齢者、障害のある方、外国人、性的少数者など多様な属性の方々も含めた、すべての人々が安心して暮らせる環境の整備に取り組むこととしており、いただいたご意見も参考に、取組を進めてまいります。

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
5	#MeToo、#KuToo など、女性の困難を反映した社会の動向についても、きちんと説明してほしい。	世界的にもSNSを中心にセクシュアルハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する大規模な社会運動が起きていることなどを受けまして、本プランでは、計画策定の背景に、今回新たに性犯罪・性暴力対策の取組について記載しております。 また、最近の社会情勢の変化として、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や生活不安のストレスから、配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の増大のほか、特に女性の雇用・所得への影響や子育て・介護等の負担増加が懸念されることを記載しております。

第3章 計画の基本的な考え方

6	基本理念(5)「生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮」とあるが、「生殖」という言葉に違和感を覚えるため、「性行為、出産に関する…」などとしてはどうか。	基本理念は、石川県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念を要約して掲載しております。 いただいたご意見を踏まえ、文中の「生殖」の前に「妊娠、出産その他の」を追記します。
7	基本理念(5)「生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮」があまりにもあいまいな書き方で何をしようとしているのかわからない。	
8	石川がめざす男女共同参画社会の「男女が共に活躍できる石川へー3つのCの実現ー」・・・「チェンジ・チャレンジ・チャンス」、とても良い考えであり、早速、県としてPRしてほしい。	性別にとらわれることなく、すべての人が個性と能力を発揮できるよう、より一層のPRに努めるとともに、男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
第4章 基本目標と推進方策		
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進		
9	<p>審議会等での女性比率が着実に増えていることに言及しているが、県としてクオータ制をどう考えているのか。</p>	<p>国の第5次男女共同参画基本計画において、「クオータ制(割当制)とは、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと」とされています。</p> <p>県の審議会等において、こういった制度は取り入れておりませんが、本プランにおいては、女性委員の割合を50%とすることを目標として計画的に女性委員の登用を進めることとしており、しっかりと取り組んでまいります。</p>
10	<p>課題1(5)②女性の政治参画に関する情報の収集・提供について、県議会・市町議会ともに女性議員割合が10%に達していない中、情報の収集・提供だけでは改善は極めて難しいと推測する。政治分野における男女共同参画推進法では、「啓発活動」、「環境整備」、「人材の育成等」も施策事項とされているため、これらの事項をプランに組み入れることを求める。</p>	<p>本プランでは、政治分野への女性の参画に関する情報の収集及び提供を行うこととしているほか、社会のあらゆる分野における方針の立案・決定過程への女性の参画に向けた啓発活動や人材育成等に広く取り組むこととしています。</p> <p>また、今年3月25日には石川県議会の欠席理由に育児、介護が追加される規則改正がなされるなど環境整備が進められています。</p>
11	<p>課題1 図表41県内の議会における女性議員の割合について、47都道府県中の分布だけでなく、順位の数字も明示すべき。</p>	<p>本図表は、県内の議会における女性議員の人数と割合をお示しし、全国総数における割合と比較するとともに、全国の地方議会の分布表や国会における女性議員の割合を参考として記載することで、女性議員の世界・国・全国地方議会・県内の状況を総合的にお示したものです。</p> <p>また、本プランは、計画期間を10年とし、国計画の改定に合わせ概ね5年で見直ししております。順位は毎年変わることが予想されるため、原則として掲載せず、県民のみなさまへは、セミナー等の啓発の機会に周知することとしております。</p>

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
12	<p>(3)職場における各種ハラスメント等の防止について、「パワーハラスメント」の後に、「性的指向・性自認に関するハラスメント(SOGIハラ)、アウティング」を追記してほしい。</p> <p>また、「性的指向・性自認に関するハラスメント(SOGIハラ)」、「アウティング」について注記を付け説明してほしい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、性的指向・性自認(性同一性)に関するハラスメントについて追記し、脚注に性的指向・性自認(性同一性)について付記いたします。</p>
13	<p>(3)職場における各種ハラスメント等の防止について、「パワーハラスメント」の後に、「就活ハラスメント、性的指向・性自認に関するハラスメント(SOGIハラ)、アウティング」を追記してほしい。</p> <p>また、「性的指向・性自認に関するハラスメント(SOGIハラ)」、「アウティング」について注記を付け説明してほしい。</p>	
14	<p>長時間労働等による仕事と家事、育児、介護等の両立については、男女共に仕事に対するの満足度(やりがい、責任感)は大いにある一方で、家事、育児、介護などの個人的要素では、女性に負担をかけているのではないかと。県はそれに対する施策を整えてほしい。</p>	<p>本プランでは、男女が共に社会責任と家庭責任を担う男女共同参画の観点から、男性の家事・育児・介護等の家庭参画に向け、企業や男性自身への意識啓発などに取り組むこととしております。</p>
15	<p>課題4 地域における男女共同参画の推進の箇所、農山漁村における男女共同参画を確立するためとして、「家庭や地域、そして女性自身の意識改革を進める」とあるが、せっかく課題8で「男性や若い世代の男女共同参画の理解促進」が掲げられているにもかかわらず、男性の意識改革が必要であることが、背景に退くように見える。男性の意識改革も含めた文言に修正してほしい。</p>	<p>本プランでは、男女共同参画の推進のため、様々な場面、性別、年代を通じた幅広い意識啓発に取り組むこととしております。ご指摘の箇所は、農山漁村における意識啓発として、性別に関係なく意識改革を行う必要性がある中で、女性自身も方針決定の場への参画に向けた意識改革が重要との主旨で記載したものです。いただいたご意見を踏まえ、「家庭や地域での意識改革を進める」に変更します。</p>

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現		
16	課題5(1)②ストーカー事案等への対策の推進について、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」と修正してほしい。	いただいたご意見のとおり修正します。
17	課題5(1)⑥売買春への対策の推進について、「売春をするおそれのある女性には指導」を「…指導や助言・援助」と表現を修正すべき。	いただいたご意見を踏まえご指摘の箇所の記載を、本県の実情に合わせた内容に修正します。
18	課題5(2)③配偶者等からの暴力の防止等について、暴力には物理的暴力だけでなく、言葉による暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、ネグレクト、その他さまざまなものがあり、この点がわかるように修正してほしい。	本プランでは、配偶者等からの暴力を「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」として、お示ししております。 また、県民のみなさまに配布する啓発冊子や県のホームページでは、「身体的暴力」「精神的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」に加え、「子どもを利用した暴力」を紹介するほか、恋人同士間でのいわゆるデートDVの啓発では「デジタル暴力」などを含めまして啓発しており、いただいたご意見を参考に今後も取り組んでまいります。
19	課題5(2)③配偶者等からの暴力の防止等について、加害者への医療・福祉的支援についても加えてほしい。	本プランは、DVを含む女性等に対するあらゆる暴力の根絶を重要な課題の1つとして位置づけ、DV加害者に対する意識啓発や個別相談に取り組むこととしております。 加害者更生や加害者の暴力抑止を図る各種プログラムは、その効果も含めて十分に確立されておらず、現在、国が調査検討を行っているところであり、今後も、国の動向、他の都道府県及び関係機関の支援状況等について情報収集を行い、取組を一層推進していくこととしております。

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
20	<p>課題5女性等に対するあらゆる暴力の根絶について、女性等に対する暴力防止についての意識啓発や、DV・性暴力等における安心して相談できる体制の取組の担当課に、性的少数者の所管課である総務課人権推進室が入っていない。被害対応にあたる男女共同参画部署や警察がどこまで男性や性的少数者の被害に対する理解があるかわからず、同室を担当課に入れるとともに、他課職員への研修を実施してほしい。</p>	<p>本プランでは、DV・性暴力などの女性等に対する暴力の根絶について、男性や性的少数者の方が被害にあわれた際にも、安心して相談できる環境整備などに努めるとともに、適切な配慮が図られるよう取り組むこととしております。</p> <p>文中の担当課は、予防啓発・教育、被害者支援、犯罪捜査などの具体的施策を実施する主担当課を明記しているものであり、総務課人権推進室は関係各課に含んで記載してあります。今後も、被害にあわれた方に適切な配慮がなされるよう関係各課と連携し取り組んでまいります。</p>
21	<p>課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備施策の方向(1)生活困難を抱える子育て家庭への支援について</p> <p>子どもを養育し家庭を営むひとり親世帯には、より家庭生活を育みやすいように温かい、生活と心にゆとりをもてる、人、もの、制度、資金を豊かに整える支援の充実を希望する。</p>	<p>本プランでは、ひとり親家庭について、就職支援などの自立支援と生活の安定を図るための各種支援対策のほか、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう教育の機会均等を図るなどの取組を行うこととしております。</p> <p>また、本プランは、本県の総合的な少子化対策を推進するための行動計画である「いしかわエンゼルプラン2020」と整合性を図り策定しております。同プランでは、保護者及び子どもの生活の安定と自立の促進に向けて、就業支援や経済的支援、子育て等の生活支援に取り組むこととしており、しっかりと取り組んでまいります。</p>
22	<p>課題6(5)②性的少数者への配慮として、「公務員や教員が性的少数者について正しく認識し、適切な助言・指導を行うことができるような研修の実施」とあるが、ここに医療関係者も加えてほしい。</p> <p>性的少数者は、医療機関において、戸籍上の名前、性別で扱われること、緊急時に同姓パートナーが家族とみなされないことなどから受診抑制まで起きているからである。</p>	<p>本プランでは、性的少数者についての正しい理解や認識を深めるため、県民向けの周知・啓発のほかに、相談や各種行政手続などを行う公務員や子どもの意識形成に携わる教員など行政機関従事者への研修を行うこととしており、医療関係者については県民向けの周知・啓発に含んでおります。</p> <p>今後も医療関係者をはじめとする県民のみならず、県民のみなさまへの周知・啓発に努めてまいります。</p>

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
23	<p>課題6(5)②性的少数者への配慮について、もっと具体的に、人権の観点から、より踏み込んだ啓発、教育内容を入れてほしい。</p> <p>障害者差別禁止法のように、合理的配慮が必要であること、場合によっては人権侵害になり得ることも認識し、この部分に力を注いでほしい。</p>	<p>本プランでは、性的少数者についての正しい理解や認識を深めるため、県民への周知・啓発や公務員・教員への研修を行うこととしています。</p> <p>また、本プランは、本県の人権教育・啓発の推進に関する基本方針及び施策の方向性を示す「石川県人権教育・啓発行動計画改定版」と整合性を図り策定しており、今後も引き続き連携し取り組んでまいります。</p>
24	<p>課題6(5)②性的少数者への配慮について、研修に加え、職員向けハンドブックの作成を追記し、それぞれ「実施に努めます」という記載を「実施します」としてほしい。</p>	<p>本プランでは、性的少数者についての正しい理解や認識を深めるため、県民への周知・啓発や公務員・教員への研修を行うこととしています。</p> <p>公務員・教員に対する研修では、性的少数者の人権に関する内容を含む冊子を配布しているところであり、今後もいただいたご意見を参考にに取り組んでまいります。</p>
25	<p>課題6(5)②性的少数者への配慮について、石川県としてもパートナーシップ制度の導入について検討を進めるという目標を加えてほしい。</p>	<p>パートナーシップ制度は、婚姻制度とは異なり法律上の制度ではないものの、性的少数者の方のカップルを、人生を共にするパートナーであると地方自治体が認めるものと承知しております。</p> <p>一方で、パートナーシップ制度は、同性婚を認めるかどうかという婚姻制度そのものに関わるものであることから、本来は国におきまして統一的に定められるべきものであると考えております。今後、国や他の地方公共団体の動向について情報収集をしてまいりたいと考えております。</p>
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実		
26	<p>「性差に関する偏見」→「ジェンダーバイアス(性差に関する偏見)」としてほしい(理由)わかりやすい日本語を添えて理解を促すことは重要だが、カタカナ表記であっても一般的に使われる用語も併せて示すことで、より理解が深まるため。</p> <p>また、Google検索結果では、「性差に関する偏見」約58,900件、「ジェンダーバイアス」約345,000件と5倍以上使われている。</p>	<p>本プランでは、あらゆる年代にとって、わかりやすい日本語での表記として「性差に関する偏見」を使用しております。</p>

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
27	<p>今後の日本は、少子高齢化を背景に労働力人口減少が進むと思われ、さらに女性の能力に応じて社会進出が求められる。男女共同参画計画や条例の見直し、新たな施策の立案などがこれまで以上に求められる。</p> <p>これまで男性の役割としてきた分野に女性が参画し活躍する社会づくり、逆に女性の役割としてきた分野で男性が活躍できる生活形態の見直しが必要。</p> <p>行政は、その時代に合わせて石川県がめざす男女共同参画社会づくりを計画・立案し、男女共同参画の新たな方向性を見極めて実施することや、広報啓発に力を入れ、意識改革と体制の充実を図ってほしい。</p>	<p>本格的な人口減少社会に突入した中、社会の活力を維持するためには、一人ひとりが個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が重要であり、女性を含む多様な人材の力が必要不可欠と考えております。</p> <p>本プランでは、性別にとらわれることなく、すべての人が個性と能力を発揮できる社会の実現を目指しており、例えば、基本目標Ⅲの男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実では、幅広い層への意識啓発として、男性の家事・育児・介護など家庭生活への参画や地域への参画を推進するための啓発などに取り組んでまいります。</p>
28	<p>方針の立案・決定過程への女性の参画が不十分なのは、男性が阻碍しているのではないかと。</p> <p>意識調査結果で、男女の地位が社会全体で平等であると感じる人が少なく、男女間の意識にも差があるように、男性の意識が薄いとと思う。</p>	
29	<p>無意識に「男性」「女性」と分けて考えてしまう方が多いのではないだろうか。この無意識下にあるものを、どのように変化、あるいは取り除けばよいのか、専門家に聞いたり、勉強会等開催できないか。</p>	
30	<p>「共同参画」の意識は、若い年代(家庭を持つ年代)には必要である。</p> <p>家庭を持ち、パートナーと共に歩いていく過程で保護者が協力し合い、子供達はその姿に学び、「共同参画」の大切さを知る、という教育が重要である。</p>	<p>本プランでは、若い世代に対し男女共同参画意識の醸成を図り、性別にとらわれることなく、主体的に自分らしい生き方や働き方を考える機会の提供に努めることとしております。</p>

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
31	<p>県内の公的な相談窓口で、夫婦どちらかの実家もしくは近隣に住んで、親を頼れなければ、子育てしながら働けないと言われた。石川県の女性は、自分の仕事を持って働くことを当たり前だと認めてもらえないのか。核家族で子どもを育てる夫婦は、石川県では珍しいのか。</p> <p>三世代だけでなく核家族の子育て世帯も1人目の子どもの時から支援してほしい。</p>	<p>本プランでは、子育て家庭のさまざまなニーズに対応するため、病児・病後児保育など多様な幼児教育・保育サービスの充実や、子育てに関する不安・悩みの解消に向けた相談支援体制の充実などを盛り込んでおります。</p> <p>また、本県の総合的な少子化対策を推進するための行動計画である「いしかわエンゼルプラン2020」と整合性を図り策定しております。同プランでは、重点的な取組の「2妊娠から子育てまでの切れ目ない包括的な支援体制の充実」として、核家族化の進展や子育て家庭の孤立化を背景に、すべての子育て家庭に対する支援を充実することとしております。</p>
32	<p>私の住む自治体は、病児保育もなく、求人を見ても低賃金・長時間または変則的な労働時間のものが多く、小さな子供を育てながら夫婦2人とも正社員で働くのは困難のように思える。</p> <p>長時間で休みが少ない仕事の親の穴埋めは、その分働けない配偶者が担っていることに石川県の方々に気付いてほしい。</p>	<p>また、「4男性の子育てへの参画促進や企業におけるワークライフバランスの一層の推進」として、誰もが仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があることから、企業におけるワークライフバランスの取組を推進するとともに、県民への普及啓発等の取組を進めております。</p>
33	<p>・SDGsの目標5について、6ページの「ジェンダー平等の実現」という短縮形の表現ではなく、正確な全文「目標5. ジェンダー平等を実現し、すべての女性および女性のエンパワーメントを行う」という形で示してほしい。</p> <p>・「ジェンダー平等を実現しよう」の下位目標についても示し、本計画の体系と、SDGsの体系がどのような関係にあるのか、国際的視野ももっているのかどうかについても示してほしい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、第4章 基本目標Ⅲ 課題10「多様な文化の尊重及び理解の促進」の現状と課題を修正します。</p> <p>本プランでは、SDGsをはじめとする国際会議における議論や女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針などを、本県の実情に合わせて取り入れ、その浸透を図ることとしております。</p>
34	<p>近年日本でも大きく取り上げられている、ジェンダーギャップ指数とそれにおける日本の順位について、きちんと説明してほしい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、追記します。</p>

NO	意見内容(概要)	意見に対する考え方
第5章 計画の総合的な推進		
35	<p>男女共同参画の活動をするのは大半が女性のように思う。それだけでは、いっこうに世の中を変えることは難しいのではないだろうか。また、女性の管理職を増やすというが、その「人」の能力でポジションを決めているのであれば、「女性が」というのはおかしくないだろうか。男女共同参画の活動や、女性管理職を増やすことなどについて、企業や役所の上層部はどう考えているのか、アンケート等でより多くの方の本心、本音を聞き出すことが必要である。</p>	<p>本プランでは、県の関係各課や市町、企業等と連携しながら、働く女性の活躍推進や幅広い層への意識啓発などに取り組むこととしております。</p> <p>男女共同参画に対する意識については、行政はもとより企業や関係団体等に対し、各種情報の提供などを通じて啓発を進めるとともに、各種セミナーや5年ごとに実施している男女共同参画に関する県民意識調査などの機会を通じて、企業等や県民のみなさまのご意見を伺ってまいります。</p>
36	<p>(7)公益財団法人いしかわ女性基金との連携について、いしかわ女性基金が来年で30周年になると思うので、「男女が活躍できる石川へー3つのCの実現」をスローガンにした30周年記念行事を行うなど、緊密に連携し、第5章の実現をお願いする。</p>	<p>本プランでは、女性の主体的な活動をより効果的に推進することを目的に設立された「公益財団法人いしかわ女性基金」と連携し、本県の男女共同参画施策に引き続き取り組むこととしており、男女共同参画社会の実現に向けて緊密に連携してまいります。</p>